令和８年度　墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等指導検査実施方針

１　目的

本実施方針は、「墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する指導検査実施要綱」（平成２８年３月１６日２７墨福子育第９１０号。以下「実施要綱」という。）第４条第１項第１号に基づき、令和８年度における指導検査の重点項目その他本年度における指導検査の実施方針を定めるものである。

なお、本実施方針における指導検査は実施要綱第５条に定める集団指導及び実地指導とし、巡回指導については別途方針を定めることとする。

２　基本方針

区では、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち すみだ」を実現するために「墨田区こども条例」（令和７年４月）を制定し、条例を基に策定された「墨田区こども計画」では、乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図るために指導検査を実施し、本区における質の高い安全・安心な保育環境を確保することとしている。

指導検査は、一般指導検査及び特別指導検査の２つの形態に分類される実地指導と、講習等の方式で行う集団指導の方法により実施する。

一般指導検査は、すべての利用者が施設等を安全・安心に利用できるよう、施設等の運営・保育・会計処理の３つの観点から検査し、施設等の適正な運営及び保育サービスの質の確保を目的として実施する。

特別指導検査は、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合に実施する。

なお、認可保育所に対する指導検査は、児童福祉法に基づく指導検査権限を持つ東京都と密接な連携を図ることとし、都と区がそれぞれ効果的・効率的に指導検査を実施できるよう適切に取り組んでいく。

また、実施にあたっては、施設等に対して継続的な働きかけができるよう、指導検査補助巡回と綿密な連携を図り、重層的に子どもの安全と保育の質の確保に努めていく。

３　一般指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

ア　職員の確保及び処遇

（ア） 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

（イ） 就業規則や給与規程等が適正に整備されているか。また、職員の給与を適正に支給しているか。

（ウ） 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

（エ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

（オ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ　安全対策の徹底

（ア）在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

（イ）消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

（ウ）安全計画に基づく安全措置（職員への研修及び訓練等）の実施及び保護者への周知並びに救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

（エ）施設内の安全対策が適切に行われているか。

ウ　重要事項の説明及び同意

（ア） 運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項について保護者に対する説明及び同意が適切に行われているか。

（イ） 重要事項について施設の見やすい場所に掲示又は備え置きされていると同時に電磁的方法により閲覧に供しているか。

エ　個人情報の取扱い

（ア） 利用目的を特定しあらかじめ同意を得ているか。

（イ） 個人情報を第三者に提供する際、あらかじめ文書により同意を得ているか。

オ　苦情対応の体制整備

苦情対応のしくみの利用者への周知、記録の整備、第三者委員の設置等がされているか。

（２）保育内容関係

ア　保育所保育指針の徹底

（ア） 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。

（イ） 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成や展開等がなされているか。

（ウ）職員一人一人の専門性の向上、保育所の組織として保育の質の向上を目指しているか。

イ　人権の尊重

（ア）児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

（イ）人権を尊重するための取組として、不適切保育未然防止、検証並びに再発防止に努めているか。

ウ　適正な保育体制

（ア） 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。

（イ） 保育士を適正に配置しているか。

エ　児童一人一人に応じた保育の徹底

（ア） 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

（イ） 子どもの発達に応じ、子どもの主体性を優先した保育がなされているか。

（ウ） 年齢、個々の発達、アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

オ　安全対策の徹底

（ア） 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

（イ） 食事中や活動時等の保育環境下において誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

（ウ）プール・水遊び等の活動時、園外保育時、行事等の活動時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

（エ）上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応や報告、再発防止にむけての取組が適切に行われているか。

（オ）食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

カ　保護者や他機関との連絡体制

（ア）児童の出欠状況や情報等について保護者と確認を行っているか。

（イ）保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。

（ウ）障害児や要保護児童等、必要に応じて関係機関と連絡体制をとっているか。

（３）会計経理関係（主に認可保育所）

ア　適切な会計処理の徹底

（ア）会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

（イ）計算書類等が適正に作成されているか。

（ウ）資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

（エ）保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。

イ　管理組織の確立

（ア）会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

（イ）資産管理が適正に行われているか。

ウ　契約事務の適正化

（ア） 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

（イ） 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

エ　利用者負担金の適正処理

（ア） 利用者に負担させる費用として妥当であるか。

（イ） 利用者負担金の徴収に係る処理が適正に行われているか。

オ　公定価格加算要件の遵守

（ア） 公定価格の加算要件を満たしているか。

（イ） 虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けている場合に、既に支給された加算等の全額又は一部を適正に返還しているか。

（４）その他

ア　指導事項の改善状況

過去の一般及び特別指導検査で助言・口頭指導・文書指摘となった項目について、改善が図られているか。

イ　関係部署等からの情報に基づく事項

指導検査補助巡回や関係部署等からの情報提供事項について、法令等に基づき不適正な状況がないか。

4　特別指導検査の重点項目

（1）運営管理関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

（2）保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

（3）会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

5 実施計画

（1）対象施設

ア 私立認可保育所

イ 小規模保育事業所

ウ 家庭的保育事業者

エ 公私連携型保育所

オ 認可外保育施設（認証保育所含む）

（2）実施形態

ア 一般指導検査

（ア）実施方法

施設ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

（イ）実施単位

施設を単位として実施する。

（ウ）班編成

１検査班当たりの検査員は、原則として係長級以上の職にある者を班長とする職員３人以上の班編成で行うものとする。

また、必要に応じて、専門員を加えて実施することとする。

（エ）実施通知

実施要綱第９条の規定に基づき通知する。

（オ）日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別途定める。

イ 特別指導検査

（ア）実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、会議室等において実施する。

（イ）実施単位

施設を単位として実施する。

（ウ）班編成

１検査班当たりの検査員は、原則として課長級以上の職にある者を班長とする職員４人以上の班編成で行うものとする。

また、必要に応じて、専門員を加えて実施することとする。

（エ）実施通知

実施要綱第１１条の規定に基づき通知する。

ウ　集団指導

（ア）実施方法

施設等の設置者等を一定の場所に集め、運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式により実施する。

（イ）実施通知

実施要綱第６条の規定に基づき通知する。

（ウ）日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別途定める。

（３）選定方法

ア　過去の一般指導検査及び特別指導検査（以下「指導検査等」という。）において、指摘事項の改善が図られていない施設

イ　苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

ウ　新規に開設された施設

エ　相当の期間にわたって、指導検査等を実施していない施設

オ　福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設

カ　当該施設を運営する社会福祉法人について、区が実施する社会福祉法人の指導監査に当たる施設

キ　その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

６　関係団体等との連携等

（１）東京都

ア　指導検査に係る法令・制度運用に関する疑義照会等について連携を図る。

イ　東京都と指導検査日を同日に実施するなどの連携を図る。

ウ　指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

（２）庁内関係各課

庁内関係各課と連携し指導検査の適正な対応・推進を図る。